

入 札 公 告

川崎町公告 第 17 号

福岡県川崎町が発注する平成 30・31 年度(継続費) 川崎町立統合中学校 校舎建設工事について下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成 30 年 9 月 5 日

福岡県田川郡川崎町長 手嶋 秀昭

記

1 工事名

平成 30・31 年度(継続費) 川崎町立統合中学校 校舎建設工事

2 工事場所

福岡県田川郡川崎町大字川崎 3670 番地

3 工事概要

- ・構造：鉄筋コンクリート造地上 3 階建て
- ・建築面積 2,867.34 m² 延べ床面積 6,402.89 m²
- ・建築工事 1.0 式
- ・外溝工事 1.0 式
- ・電気設備工事 1.0 式
- ・機械設備工事 1.0 式

4 工 期

自 平成 30 年 10 月下旬

至 平成 32 年 2 月 25 日

5 入札・契約及び工事に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札及び契約に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2

川崎町役場 防災管財課 防災管財係 (役場庁舎二階)

TEL0947-72-3000 内線 235・236

(2) 工事に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2

川崎町役場 建築課 建築係 (役場庁舎二階)

TEL0947-72-3000 内線 211・212

6 入札書比較価格

1,666,560,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

7 最低制限価格

1,499,904,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

8 入札参加資格（入札参加資格は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

川崎町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則第 1 条及び第 3 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号の規定を準用し、資格基準に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触しない者
- (2) 経営状態が健全であると認められる者
- (3) 県知事が実施する経営事項審査証明書のある者
- (4) その他関係法令に違反しない者

9 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に定める入札参加資格をいう。以下同じ）

- (1) 平成 30 年度以降において、川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請書を川崎町長に提出し、建築一式業として受理されていること(但し、町外業者の川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請は、随時受付のため、入札参加願の受付終了まで受理可能とする。)
- (2) 福岡県内に本店・支店若しくは営業所を有し、経営事項審査結果(最新)の建築一式業の総合評点が 1,200 点以上であること
- (3) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること
 - ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること
 - イ 監理技術者にあつては、指定建設業監理技術者資格者証を有すること
- (4) 国・福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (5) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- (6) 対象工事の工種に係る建設業の許可を受けてから 10 年以上営業実績があること
- (7) 同族系及びグループ企業においては、1 企業のみ参加できるものとする
- (8) 現在、川崎町が発注している工事等を受注している者、及びこの公告後に受注した者でないこと

10 入札説明書の交付

(1) 期間

平成 30 年 9 月 6 日(木)から平成 30 年 10 月 26 日(金)までの土・日・祝日を除く、

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

※ただし、入札参加願の受付期間は、11の(1)とする。

(2) 場所

5の(1)の部署とする。

1.1 入札参加願の受付

(1) 受付期間

平成 30 年 9 月 6 日(木)から平成 30 年 9 月 20 日(木)までの土・日・祝日を除く、
午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

(2) 受付場所

5の(1)の部署とする。

1.2 入札及び開札

(1) 日 時

平成 30 年 10 月 29 日 (月) 10 時

(2) 場 所

福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2 (役場庁舎二階 入札室)

(3) 入札の方法

- ア 入札は、川崎町の定める入札書により作成し、入札の日時に入札場所において提出する。郵送は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- ウ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- エ 入札参加者が 3 者以上でない場合、入札は執行しないものとする。

(4) 開札の方法

開札は、入札後直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとで行う。

1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

川崎町財務規則第 142 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、川崎町を被保険者とする履行保証保険契約(100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付は免除される。

1.4 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格のない場合及び当該入札日が指名停止期間となる場合の入札

- (2) 同一入札者による二通以上の入札
- (3) 入札金額の記載のない入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書、入札金額以外の記載事項に訂正の押印のない入札書又は入札要件若しくは入札金額の記載が明確でない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消除することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (7) 不正行為(談合等)があったと認められる入札
- (8) 入札者が所定の日時・場所に到着しないとき
- (9) 前各号の掲げるもののほか、法令又は入札参加条件に違反する入札
- (10) 工事費内訳書の提出は入札条件とし、提出がない場合は入札の無効となる
- (11) 入札書と工事費内訳書の金額が同額でない場合は入札の無効となる

1.5 落札者の決定方法

入札書比較価格（予定価格）の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。

1.6 契約について

契約の締結は、川崎町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決があった旨を川崎町から請負業者に通知したときに効力が生ずるものとし、当該通知の日をもって本契約日とする。

1.7 その他

- (1) 現場及び入札説明会を行わない。
- (2) 詳細は入札説明書による。